

「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」 ヘルパーステーションエマオ

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長野県知事指定第2070100314)

<利用料> (契約書第8条参照)

①介護予防訪問介護相当サービス利用料

利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

ご契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定められた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引はまた増額はしません。

月毎の定額制になっているため、月の途中から利用をしたり、月の途中で終了した場合であっても以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

- ① 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ② 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ③ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

	利用料金	利用者負担額	
		1割	2割
介護予防訪問介護(Ⅰ) 週1回程度	11,925 円	1,192 円	2,385 円
介護予防訪問介護(Ⅱ) 週2回程度	23,840 円	2,384 円	4,768 円
介護予防訪問介護(Ⅲ) 週3回程度	37,817 円	3,781円	7,563 円

	利用料金	利用者負担額	
		1割	2割
初回加算 (初回のみ) 200単位/月	2,042 円	204 円	408 円

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と

同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します

生活機能向上連携加算	利用料金	利用者負担額	
		1 割	2 割
1 0 0 単位／回	1,021 円	102 円	204 円

訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同により訪問介護計画を作成した場合に加算します。

□介護職員処遇改善加算Ⅰ（全利用者）

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。当事業所は加算Ⅰの対象となっており、合計額の8.6%増となります。

□同一建物（軽費老人ホーム）に居住する利用者に訪問介護を行った場合
10%減算となります

※1 介護予防訪問介護に関する注意事項

○介護保険法の改正等により、給付額および自己負担割合に変更があった場合は変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

○上記の金額（利用者負担額）は大まかな金額であり、加算、減算等により金額に変動が生じる場合があります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

「指定訪問介護事業所」 ヘルパーステーションエマオ

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長野県知事指定第2070100314)

＜利用料＞（契約書第 8 条参照）

①訪問介護サービス利用料（要介護 1 ～ 5）

それぞれの訪問介護サービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での、1 回の料金は次の通りです。

利用料金表

		利用者負担額	
身体介護	利用料	1 割	2 割
20 分以上 30 分未満	2,051円	250円	500円
30 分以上 60 分未満	3,961円	396円	792円
60 分以上 90 分未満	5,758円	575円	1,150円
90 分以上 30 分毎	+816円	+81円	+162円
生活援助			
20 分以上 45 分未満	1,868円	186円	372円
45 分以上	2,297円	229円	458円

		利用者負担額	
身体生活	利用料	1 割	2 割
身体介護の基本料金に下記の料金を加算			
生活援助 20 分以上 45 分未満	+ 684円	+68円	+136円
生活援助 45 分以上 70 分未満	+1,368 円	+136円	+272 円
生活援助 70 分以上	+2,052 円	+205円	+410 円

2 加算等の利用者負担額

		利用者負担額	
初回加算	利用料	1 割	2 割
（初回のみ）200 単位／月	2,042円	204円	408円

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施下訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

		利用者負担額	
緊急時訪問介護加算	利用料	1 割	2 割
100 単位／回	1,021円	102円	204円

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

		利用者負担額	
生活機能向上連携加算	利用料	1 割	2 割
100 単位／月	1,021円	102円	204円

訪問リハビリテーション実施時に、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が同時に利用者宅を訪問し、両者の共同により訪問介護計画を作成した場合に加算します。

- ☐ 早朝（午前6時～午前8時）又は夜間（午後6時～午後10時） 加算 25%増
- ☐ 深夜（午後10時～午前6時） 加算 50%増
- ☐ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て2人で訪問した場合の加算 200%増
- ☐ 同一の建物（軽費老人ホーム）に居住する利用者に訪問介護を行った場合 減算10%
- ☐ 特定事業所加算Ⅱ（全利用者）

サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の環境の整備等を行っている事業所に認められる加算です。当事業所は加算Ⅱの対象となっており、基本料金の10%増となります。

- ☐ 介護職員処遇改善加算Ⅰ（全利用者）

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。当事業所は加算Ⅰの対象となっており、合計額の8.6%増となります。

※1 訪問介護サービスに関する注意事項

- 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

- 上記の金額（利用者負担額）は大まかな金額であり、加算、減算、利用頻度等により金額に変動が生じる場合があります。